

中和幹線 渋滞・安全対策協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は中和幹線渋滞・安全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、県道中和幹線の渋滞緩和・解消、交通事故の軽減に向けて、交通の現状と課題を把握・共有し、効果的な渋滞・交通安全対策の検討とその推進を図ることを目的とする。

(審議事項)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次の審査を行う。

- (1) 道路交通渋滞及び交通事故に関する情報収集、データ整理、分析。
- (2) 渋滞・交通安全に関する短期的な対策案の検討。
- (3) 地域の意見収集方法の検討とその実施。
- (4) その他、本協議会の目的達成に必要な事項。

(構 成)

第 4 条 本協議会は、別紙に掲げる構成員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 本協議会に次の役員を置く。

会 長 1 名

第 6 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

会長は、大阪工業大学工学部都市デザイン工学科准教授をもってあてる。

(会 議)

第 7 条 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

また、必要に応じて会長は別紙に掲げる委員以外からも本協議会へ参加を求めることができる。

(事務局)

第 8 条 本協議会の事務局は、奈良県県土マネジメント部道路建設課に置く。

(その他)

第 9 条 本規約によらない場合は、協議することとする。

付 則

この規約は、令和 4 年 5 月 27 日施行

令和 4 年 10 月 25 日施行

令和 8 年 3 月 31 日施行

別 紙

中和幹線渋滞・安全対策協議会メンバー

| 所 属 | | 役 職 | 備 考 |
|-----|------------------------------|-----|-----|
| | 大阪工業大学 工学部都市デザイン工学科 | 准教授 | |
| | 奈良県警察本部 交通部 交通規制課 | 課長 | |
| | 桜井市 都市建設部 | 部長 | |
| | 橿原市 都市マネジメント部 | 部長 | |
| | 大和高田市 環境建設部 | 部長 | |
| | 広陵町 都市整備部 | 部長 | |
| | 香芝市 都市創造部 | 部長 | |
| | 奈良県県土マネジメント部 道路建設課 | 課長 | |
| | 奈良県県土マネジメント部 道路マネジメント課 | 課長 | |
| | 国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所 計画課 | 課長 | |
| | 奈良県県土マネジメント部 高田土木事務所 | 所長 | |
| | 奈良県県土マネジメント部 中和土木事務所 | 所長 | |

【事務局】

奈良県 県土マネジメント部 道路建設課